# しんくみ住宅ローン

金利が安定しない時代だからこそ 固定金利という安心感を!!

好評につき 当初固定期間10年限定 特別金利キャンペーン延長!!

当初10年間▲2.200%優遇のところ

▲2.500%優遇

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

**合**当初固定期間10年

年1.150%

(基準金利 3.650%)

当初固定期間5年 年 1.050 %

> (基準金利 3.250%) ▲ 2.200%優遇

当初固定期間20年 年 2.500 %

> (基準金利 4.700%) ▲ 2.200%優遇



融資金を分割して受けることができます

保証料・事務手数料不要

✓ 他行変動金利からの借換えにもおすすめ

◇ 諸費用も上乗せ可能◎

特別金利期間終了後は、有担保住宅ローンのどの商品を選んでも、店頭基準金利より年1.000%優遇します。 当組合所定の審査があります。審査結果によってはお借入れできない場合がございます。

金融情勢によりキャンペーンの終了もしくは延長をすることがあります。

基準金利の見直しにより、表示金利が変更されることがあります。

表示金利は、令和7年10月1日現在のものとなります。

詳細はお問合せいただくか、当組合ホームページをご参照ください。

## 東京消防信用組合 https://www.shoubou.co.jp

本 店 (東京消防庁10階)

電話03-3212-4014 消電9-501-8609 · 8610

立川支店(立川防災館3階)

電話042-526-1431 消電9-501-8650・8651

幡ヶ谷支店(消防学校寮内)

電話03-3485-1353 消電9-501-8630・8631





公式LINE友達募集中です。



## 「しんくみ」なら分割して融資金額を受け取ることができます

通常、土地を購入して建物を建築する場合は、表①のとおりとなります。一般的に「つなぎローン」は住宅ローンと違い、一時的につなぐことを目的としていることから、短期の融資となるため金利も高く、それに係る事務手数料も発生します。

また、賃貸住宅にお住いの方ですと家賃に加え、土地購入分の返済とつなぎ融資分の利息の支払いが重なることから、負担も大幅に増加してしまいます。

## 住宅取得の流れ

例【土地: 2,000万円 建物: 3,000万円 合計 5,000万円】

表(1)

### 【資金の流れ】

土地購入	建物建築				
2,000 万円	着工金 500 万円	中間金 1.000 万円	建物完成時 1,500 万円		

#### 【一般的な金融機関における取扱い】

① 住宅ローン(土地分)	② つなぎローン(無担保融資)	③ 住宅ローン(建物分)
2,000 万円	1,500 万円	3,000万円

※③住宅ローン(建物分)の融資時に②つなぎローン(無担保融資)を全額返済します。

①住宅ローン(土地分)については、融資を受けた翌月から返済(利息の支払い)開始します。 ※この間は、ローンの返済と現在のお住いの家賃が重なります。





同じ条件の場合、当組合の資金の流れは、表②のとおりとなります。

当組合は、「必要な時期に」「必要な金額」を最高 4 回に分割して資金交付をしております。つなぎ融資ではありませんので、お利息もお申込みいただきました住宅ローンの金利を適用いたします!

またローン契約が1つとなりますので、繰上返済等を含めたローンの残高管理が簡単になります。

そして、何よりも嬉しいのはローンの返済開始が建物完成後になることです。

表②

【「しんくみ」の分割融資の取扱い】

土地購入	建物建築				
上地無人	着工金	中間金	建物完成時		
1 回目 分割実行 2,000 万円	2 回目 分割実行 500 万円 (2,500 万円)	3 回目 分割実行 1,000万円 (3,500 万円)	4 回目 分割実行 1,500 万円 (5,000 万円)		
業者への支払	業者への支払	業者への支払	業者への支払		
日割利息の計算式 2,000 万円×金利×●日/365 日		2,500万円×金利×●日/365日	3,500万円×金利×●日/365日		

ご返済は 最終資金交付 (建物完成)後から スタート!!

※分割にて資金交付する場合、2回目以降は、交付予定金額から、日割利息を差し引いた金額を交付します。

※( )内は分割実行の累計額です。





## 「しんくみ」なら住宅ローンに諸費用を上乗せできます

住宅取得には様々な費用が発生します。「しんくみ」では、一般的に住宅ローンを利用する際発生する「保証料」や「事務手数料」がかからないだけではなく、「登記費用」など取得時にかかる費用、「火災保険料」など住宅ローン手続き時にかかる費用のほか、引っ越しにかかる費用まで、上乗せして住宅ローンとしてご利用いただけます。

## ●取得時等にかかる費用

契約時	印紙税(売買契約書印紙代)	請負・売買契約書の金額による
	登録免許税(保存·移転登記)	固定資産税評価額により異なる
登記時	登記手数料(表題登記)	土地家屋調査士等により異なる
	登記手数料(保存·移転登記)	司法書士により異なる
取得時	不動産取得税	固定資産税評価額により異なる
仲介時	仲介手数料	物件価格(税抜き)×3%+60,000円
消費税	登記手数料・仲介手数料に課税	登記手数料、仲介手数料(税抜き)×消費税率

#### ●住宅ローン手続き時にかかる費用

	印紙税(金銭消費貸借契約書印紙代)	借入額による		
	事務手数料	定額、借入額の一定割合など		
利用時	(大字D - 5./JETM)	借入額、返済期間により異なる		
	住宅ローン保証料	一部の金融機関ではかからない場合もある		
	火災保険料、地震保険料特約	建物の所在地、建物の構造、保険の契約期間により異なる		
	田体信用生态保险料	借入額、返済期間、保障内容により異なる		
	団体信用生命保険料	一部の金融機関ではかからない場合もある		
	登録免許税(抵当権設定)	借入額により異なる		
	登記手数料(抵当権設定)	司法書士により異なる		

#### ●その他かかる費用

土地・ 中古住宅	固定資産税清算金	前所有者との間で清算(1年分を日割り計算など)		
引っ越し時	引っ越し代、粗大ゴミ処分費など	50 万円~100 万円程度		
一戸建て	地鎮祭、上棟式、水道加入金など	40万円程度		
建て替え解体工事費用、仮住まい費用		解体工事費用 150 万円程度 仮住まい費用 家賃約 10 か月分+引っ越し費用		
マンション	修繕積立金(一時金)	30万円程度		

## 「しんくみ」には、銀行にない利用分量配当があります

- 営利を目的としない「しんくみ」には、出資配当とは別に「利益は利用者に還元する」という組合存立の趣旨に従い、 組合員が組合の事業(貸出金と預金)を利用した分量に応じて行う「利用分量配当制度」があります。
- 〇 利用分量配当が、貸出金利息 100 円につき 5 円の場合、元利均等返済、変動金利型 1.875%、期間 30 年の条件で 3,000 万円のご融資を受けると、1 年目の利息は約 55 万 6 千円となり、その配当金は 27,800 円になります。これを実質金利に換算すると、約 0.1%の引き下げ効果に相当します。
- 「しんくみ」は、常に組合員が気軽に相談、利用できる業務姿勢をモットーとし、組合の利益は全ての組合員へ公平 に還元することとしております。
- 利用分量配当は、事業年度の営業実績によっては配当できない場合があります。

信用組合は、退職金によるローンの清算をお願いしておりますが、皆様のご要望に応え退職後も返済を続けることができる「継続ローン」という制度があります。

「継続ローン」とは、退職金での清算が困難な方、また、お客様のご希望により退職後も返済を続けたい方がご利用いただける制度ですので、安心して住宅ローンをご利用いただけます。

ただし、退職した時点で「退職金」を受領されることから、お客様にご理解、ご協力を得たうえでお手続きをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

	しんくみ住宅ローン商品概要説明書(2025年10月1日)					
ご利用い 資金 お借入おお ただける方 使途 金額期	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資金を保有する組合員で、満20歳以上、勤続1年以上の方 ・当組合組合員と生計を一にする配偶者で、組合員の利用する住宅ローンの 連帯債務者、満20歳以上、正社員として勤続1年以上の方 ・住宅の購入・建築・増改築・修繕資金、マンション購入資金、住宅用土地の購入資金、住宅ローンの借換え資金、車庫・外構工事等住宅関連施資金、親・子及び3親等以内の親族への援助資金・上記資金に付帯する各種諸費用及び引越費用 1万円~8,000万円以内(1万円単位) ・1組合員に対する最高額は7,000万円となります。 ・1世帯に対する最高額は8,000万円となります。	返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済からご選択いただけます。 < 元利均等返済 > 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 < 元金均等返済 > 毎月決まった元金に利息を加え合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお、返済額は、毎月変動します。  ・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。			
借 入間	##は上35年以内 連帯債務者の方は、原則 60 歳までとなります。  ・お借入金利は、原則お申込日、契約日の何れか低い方の金利が適用されます。 ただし、資金使途が「借換え資金」の場合は、契約日の金利が適用されます。 <変動金利型>		繰上返済を実施する場合には、「繰上返済等依頼書(兼口座振替依頼書)」の提出 必要となります。			
お	・毎年4月及び10月に市場金利等を勘案し金利の見直しを実施します。 ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも 変更を実施する場合があります。金利が変動した場合には、それに合わせ返済 金額が変動します。	数 料 —————	一部繰上返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、現在かかりません。 ただし、期間固定型の特別金利適用期間中に他金融機関へ借換えを実施した には、完済手数料として 50,000 円に消費税を加算した金額が発生します。 ・ご希望金額 200 万円までは原則不要です。		へ借換えを実施した場合	
入金利	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		または組・ ・物件の共 ・連帯保保証 ・保証をは、契しこ ・保外の ・保外の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	資金額 100 万円、20 年返済の係	ご協力が必要 または組合員 ・事務手数料 R証料:11,3	そです。 引)を立てていただいた場 中・団体信用生命保険料が 69 円~71,059 円
	1.000%優遇します。 ・各商品の店頭基準金利は、毎月決定します。変動が認められる場合には、当組合の店頭、ホームページ等で公表します。 ・直近の給与明細書(写) ・前年の源泉微収票(写)	担 保	<ul><li>・ご融資対象となる土地及び建物に、原則第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。</li><li>・担保設定に要する費用につきましては、組合員様にご負担いただきます。</li><li>・マンションを除く借地、保留地上の建物もしくは当組合が必要と判断する場合</li></ul>			担いただきます。 合が必要と判断する場合
お申込みに必要な書類	・当組合届出印 ・売買契約書(写) ・重要事項説明書(写) ・工事請負契約書(写) ・建築確認済証(写) ・全部事項証明書(写) ・土地の公図(写) ・建物の平面図、立面図(写) ・連帯保証人、連帯債務者予定者様のご本人確認書類(写) ・その他当組合が必要とする書類 ※連帯保証人、連帯債務者予定者様の源泉徴収票等収入証明書(写) ※東京都職員共済組合の償還表(写) ※住民票(写) ※他金融機関の返済予定表(写) ※個人信用情報(写) ※健康診断書(写)ご希望金額3,000万円を超える方 ※印は、該当する方のみ必要になります。 ・加入のお願いをしております。未加入の場合は、罹災されると保険金で住宅口	その他	・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっは、ご希望に添いかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。		ての報酬が必要になりま リます。審査結果によって めご了承ください。 青算していただきます。 ホームページでご確認く	
災保 険 団体信用	ーンを返済することができず、再建築費用の借入が困難になる場合があります。 ・当組合の審査結果により、ご加入いただいた保険の保険金請求権等に質権を 設定させていただく場合があります。 ・金額の如何に係らず加入申請が可能となります。その加入申請に基づき保険 会社による審査が実施されます。なお、加入可能となった場合の保険料は当組 合で負担いたします。 ・審査後加入謝絶となった場合であっても融資実行は可能です。その際は、団体 信用生命保険での保障は対象外になります。		マ東京消防信用組合ホームページ>https://www.shoubou.co.jp/  ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問合せは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 [東京消防信用組合 総務部総務課] 住 所:東京都千代田区大手町1-3-5(東京消防庁内) 電 話:03-3212-4050 受付時間:午前8時30分~午後5時15分 (土日及び金融機関の休日を除く) なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は、当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。			
利用分量配当制度	協同組合組織の金融機関に認められている特別な配当金です。 1年間にお支払い、またはお受け取り頂いた利息に対して配当金をお支払いします。そのことにより借入金の実質金利は低くなり、預金の実質金利は高くなります。なお、当組合の営業実績により配当されない場合もあります。 【参考】令和5年度配当実績:貸出金利息100円につき5円を配当しております。 10年期間固定型商品、年1.150%の実質金利は、約1.0925% {1.150%×(1 -5/100)}となります。	苦情処理措				
住宅口	(優遇適用商品①> ・住宅リフォームローン ・優遇適用商品②> ・住宅諸費用ローン・無担保住宅ローン・インテリアローン ・マイカーローン(変動金利型)・学費ローン・ブライダルローン ・トラベルローンプラス・医療福祉ローン		名 称 住 所	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会) 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5(全国信用 組合会館内)	〒104−0	法人全国信用組合中央協会) 0031 中区京橋 1-9-5(全国信用
1			電話番号 03-3567-6211 月~金(祝日及び金融機関休業日を除く)		月~金(祝日	03 -3567-2456 月~金(祝日及び当協会の休業日を除く)
用後の融資商品金利優	・優遇適用商品①の「店頭基準金利」から 1.000%の優遇となります。 ・優遇適用商品②の「店頭基準金利」から 0.200%の優遇となります。 ・優遇適用商品②の「店頭基準金利」から 0.200%の優遇となります。 <金利優遇が失効する場合> 有担保住宅ローンの残債が借換えによる繰上返済で消滅した場合は、金利優遇の特約は消滅します。ただし、通常返済及び自己資金による場合はこの限りではありません。 <失効した場合の店頭基準金利への変更> 特約が消滅した場合の店頭基準金利の適用については、次のとおりとします。なお、15 日が休日の場合は翌営業日となります。 ・有担保住宅ローンが消滅した日付が1日から当月 14 日までの場合は、前月の	争解決措置	·紛争解決 名 称 住 所 電話番号	東京弁護士会給争解決センター 第一東京弁護 〒100-0013 〒100-001 東京都千代田区震が開1-1-3 東京都千代田 03-3581-0031 03-359 月〜金(除 祝日、年末年始) 月〜金(除:	☑霞が関 1-1-3	第二東京弁護士会仲裁センター 〒100-0013 東京都千代田区震が関1-1-3 03-3581-2249 月~金(除 祝日、年末年始) 9:30~12:00、13:00~ 17:00
遊	選利入日に遡り店頭基準金利に変更します。 - 有担保住宅ローンが消滅した日付が 15 日から月末までの場合は、当月の利入日に遡り店頭基準金利に変更します。		たは「しん	ターで紛争の解決を図ることも¤ ∪くみ相談所」へお申出下さい。ま ることも可能です。		、当組合総務部総務課ま